

第4回教育委員会会議

令和5年3月22日
午後3時00分
市会第5委員会室

案 件

議案第26号

改正個人情報保護法の施行に関する規則案

大阪市教育委員会個人情報の保護に関する法律の施行等に関する 規則の制定について

1 制定の趣旨及び理由

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日以降、同法が地方公共団体の機関にも直接適用されることとなった（以下、令和5年4月1日以降の同法を「改正個人情報保護法」という。）。

改正個人情報保護法第87条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を行う場合における方法については、「行政機関等で定める」こととされており、大阪市教育委員会としての方法を定める必要があるため、本規則を制定する。

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第26号

大阪市教育委員会個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則を制定する規則案

大阪市教育委員会個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則を次のように制定する。

大阪市教育委員会個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を行う場合における閲覧及び交付に準ずるものとして大阪市教育委員会が定める方法は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則（令和5年大阪市規則第〇号）第9条に規定する例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月3日

各地方独立行政法人	}	庶務担当課長 様
教育委員会事務局		
行政委員会事務局		
水道局		
消防局		

総務局行政部公開制度等担当課長

大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の施行に伴う
規程整備について（通知）

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日以降、同法が地方公共団体にも直接適用されることとなります（以下、令和5年4月1日以降の同法を「改正個人情報保護法」といいます。）。

これを受け、令和5年2月27日付けで、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号。以下「改正条例」といいます。）が公布され、同じく、令和5年4月1日以降、施行されることとなります。

現在、当課においては、改正個人情報保護法並びに改正条例の施行にあたって必要となる事項を規定した市規則の制定を進めているところですが、改正個人情報保護法の規定により各地方公共団体の機関及び各地方独立行政法人において定めるべきものとされているものの、改正条例並びに市長の権限において制定する市規則では定めることのできない事項が生じており、これらの事項につきましては、本通知を送付させて頂く各実施機関において独自の規程を設けて頂く必要がございます。

つきましては、各実施機関において定めて頂く必要のある事項を、別紙のとおりお知らせいたしますので、各実施機関において所要のご対応をお願い致します。

なお、改正個人情報保護法並びに改正条例の規定につきましては、令和5年2月27日付け「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の公布及び同条例の施行に伴う主な変更事項について（通知）」に添付した別紙1及び2をご参照ください。

連絡先

総務局行政部行政課情報公開グループ

担当：佐藤・中尾

電 話：06-6208-9827 E-mail：ba0033@city.osaka.lg.jp

【別紙】（市長以外の実施機関において定めて頂くべき規定事項）

1 地方独立行政法人（本市単独設立）

(1) 手数料等に関する事項

- 改正条例第 63 条に相当する規定を定めて頂く必要があります（改正個人情報保護法第 89 条第 7 項・同条第 8 項・第 119 条第 8 項・同条第 9 項により、地方独立行政法人が定めることとされているものです。）。

【参考：改正条例】

（手数料等）

第 63 条 実施機関等（本市が単独で設立した地方独立行政法人を除く。）に対する法第 76 条第 2 項に規定する開示請求、法第 90 条第 2 項に規定する訂正請求若しくは法第 98 条第 2 項に規定する利用停止請求又は条例上の開示請求、条例上の訂正請求若しくは条例上の利用停止請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第 78 条第 1 項第 4 号に規定する開示決定等又は条例上の開示決定等により公文書又は市会公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあつては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

3 法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

4 法第 119 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

※ これら、改正個人情報保護法において「地方独立行政法人が定める」等とされている事項については、条例で定めることは許容されない旨の国（個人情報保護委員会）の見解が示されていることから、上記枠内の規定を参考に、各地方独立行政法人独自で各々の取扱いを定めて頂く必要があります。

(2) 開示の実施等に関する事項

- 改正個人情報保護法の施行に関する規則案（現在調整中）第9条第1項・第2項に相当する規定を定めて頂く必要があります（改正個人情報保護法第87条第1項により「行政機関等」が定めることとされているものです。）。

【参考：市規則案（調整中・今後変更の可能性あります。）】

第9条 法第87条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を行う場合における閲覧に準ずるものとして行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録（前2号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第3号において同じ。） 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴

2 法第87条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を行う場合における交付に準ずるものとして行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イ又はウに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（VHS方式のものに限る。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付
 - イ 当該電磁的記録を幅90ミリメートルのフロッピーディスク（2HDのものに限る。）に複写したものの交付
 - ウ 当該電磁的記録を直径120ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付

3 略

※ 上記の「行政機関等が定める方法」について、改正個人情報保護法の規定では、「地方公共団体の機関（議会を除く）」及び「地方独立行政法人」が「行政機関等」にあたるものと定められていることから、地方公共団体の機関（実施機関）の一つである市長の権限により定める市規則では、地方独立行政法人に係る上記事項を定めることができないと解されます（したがって、上記の規則案の「行政機関等」は地方独立行政法人を含む「行政機関等」と解釈することはできず、市規則の制定権者である「市長」と解釈することとなります。）。

2 教育委員会・各行政委員会・公営企業管理者（水道）・消防長

(1) 開示の実施等に関する事項

- 改正個人情報保護法の施行に関する規則案（現在調整中）第9条第1項・第2項に相当する規定を定めて頂く必要があります（改正個人情報保護法第87条第1項により「行政機関等」が定めることとされているものです。）。

【参考：市規則案（調整中・今後変更の可能性あります。）】

第9条 法第87条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を行う場合における閲覧に準ずるものとして行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録（前2号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第3号において同じ。） 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴

2 法第87条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を行う場合における交付に準ずるものとして行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イ又はウに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（VHS方式のものに限る。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付
 - イ 当該電磁的記録を幅 90 ミリメートルのフロッピーディスク（2HDのものに限る。）に複写したものの交付
 - ウ 当該電磁的記録を直径 120 ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付

3 略

※ 上記の「行政機関等が定める方法」について、改正個人情報保護法の規定では、「地方公共団体の機関（議会を除く）」及び「地方独立行政法人」が「行政機関等」にあたるものと定められていることから、地方公共団体の機関（実施機関）の一つである市長の権限により定める市規則では、同様に上記機関（実施機関）の一つである教育委員会、各行政委員会、公営企業管理者（水道）、消防長に係る上記事項を定めることはできないと解されます（したがって、上記の規則案の「行政機関等」は教育委員会等を含む「行政機関等」と解釈することはできず、市規則の制定権者である「市長」と解釈することとなります。）。

○個人情報の保護に関する法律（抄）（令和5年4月1日施行）

（開示の実施）

第八十七条 **保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。**ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。